

情報提供のお願い”取締役会と監査役の協働について”

監査懇話会 スタディグループ分科会
ワーキンググループ⑨

【＊回答内容の集計時にご回答者情報(貴社名、ご回答者氏名)は非開示いたします。】

以下の空欄セル内に回答に該当する事項を記載していただくようお願いします。
選択肢の回答欄は該当事項の ☐ に ☒ が ☐ のように塗りつぶしてご回答ください。

回答記入の一例は別添付（左側付）を参照してください。

ご回答者(貴社)情報について教えてください。(＊注:会友の方は元企業情報1. 2. 3. 7. 8. 記載)

1. 企業名: ○社
2. 上場有無: ☐ 上場 ☒ 非上場
- 3 業種 : サービス業
4. 従業員数:
5. 年間売上高:
6. 機関設計: ☐ 監査役会設置会社 ☒ 監査役設置会社
☐ 指名委員会等設置会社 ☐ 監査等委員会設置会社
7. ご回答者肩書き: ☒ 常勤監査役、監査役 ☐ 監査委員 ☐ 監査等委員
☐ 社外監査役(非常勤) ☐ 元監査役等(現在、監査懇話会会友)
8. 上記経験年数: 4年 6ヶ月

以下の質問事項についてお答えください。(会友の方はご記憶の内容あればご回答ください)

1. 取締役会付議議案やその他関連資料の監査役等への提供状況について
- ☐ 直前に事前提供される ☒ 議案または場合により、事前提供される
- ☐ 会議の場で配布される ☐ その他(状況を以下の自由記載欄で説明してください)

取締役会付議案件は、事前に事業執行会議(経営会議に相当)で審議されており、その会議に常勤監査役が出席している。

2. 取締役会における監査役等の発言状況
- ☐ 議長からの求めに応じて発言する ☒ 議長の求めなくとも必要があれば発言する
- ☐ ほとんど発言していない

- 3 取締役会における監査役等の発言内容(複数選択可)
- ☒ 法令・定款違反の可能性の観点 ☒ リスク管理の観点
- ☐ 株主に与える影響の観点 ☐ 経営判断の合理性の観点
- ☐ その他

以下に差し支えない範囲で具体的な発言内容を補足説明してください。
上記の観点で問題があれば発言するが、特に問題がないので、発言はしていない。

- 4 いわゆる「経営会議」等、取締役会以外の重要な意思決定プロセスについて選択して下さい。
- ☐ そういったプロセスはない ☐ 経営会議等があるが出席はしていない
- ☐ 経営会議等に出席するも特に発言なし ☒ 経営会議等に出席し、発言もしている
- ☐ その他(上記に当てはまらない場合)

以下に差し支えない範囲で経営会議等と取締役会の意思決定プロセスの補足説明をしてください。
取締役会の前に事業執行会議(経営会議に相当)を開催し、審議し、承認を得たものを取締役会に上程している。

5. 取締役会や経営会議等の意思決定プロセスにおいて、監査役の意見が経営の判断に影響を及ぼしてその内容が反映・検討された事例があれば、差し支えない範囲でご説明ください。

特にありません。

6. 何らかの不祥事が実際に発生した際、監査役等が取締役会等に働きかけて、発生後に問題が拡大するなどのリスクの軽減を図ることができたと言える事例はありますか。ある場合、差し支えない範囲で監査役等としての貢献事例をご説明ください。

特にありません。

7. 内部統制システムにおいて、監査役は取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担う独立の機関として十分に機能していますか。以下の選択肢から回答して下さい。

- ☒ 十分に監督機能を発揮している
- ☐ ある程度、経営トップの牽制機能は発揮できているが、改善すべき点がある
- ☐ 経営トップの牽制機能として監査役と取締役会の協働について改善が必要である

上述の回答をされた理由について、差し支えない範囲で説明をお願いします。

当社は100%子会社であり、取締役会は執行役員を兼ねている常勤取締役6名と親会社の社員である非常勤取締役3名で構成されている。また、取締役会には、常勤監査役1名と親会社の社員である非常勤監査役2名も出席している。このような体制であり、十分に監督機能を発揮している。

8. CGC原則4-5(取締役・監査役等の受託者責任)に求められている各種ステークホルダーとの協働という観点で監査役の行動はありますか。以下の選択肢から回答して下さい。

- ☐ 種々、ステークホルダーとの協働に努めている
- ☒ 特にはステークホルダーへの働きかけについて監査役の行動はない
- ☐ その他

上述の回答をされた理由について、差し支えない範囲で説明をお願いします。

監査役としては、ステークホルダーへの働きかけは特に行っていない。

9. 取締役会と監査役の協働における監査役としての心構え、留意していること等をご自由に記載してください。

- 10 監査役等に就任後、特にやりがいを感じたときはどのような場合ですか。ご自由にご記入下さい。

5. 面談質問

・取締役会や経営会議の審議議案の議論の席上、「意思決定の監査における5つの項目」に照らしても、何か気づかれる点等を指摘された事例は無いという状況でしょうか。

6. 面談質問

・今までに不祥事や大きな懸念となる不祥事リスクが無かったというご回答ということでしょうか。
・貴社の取締役は会社法357条(取締役の監査役宛報告義務)を熟知していると思われますか。

7. 面談質問

- ☒ 十分に監督機能を発揮している
- ☐ ある程度、経営トップの牽制機能は発揮できているが、改善すべき点がある
- ☐ 経営トップの牽制機能として監査役と取締役会の協働について改善が必要である

上述の回答をされた理由について、差し支えない範囲で説明をお願いします。

・「十分に監督機能を発揮している。」とのご回答ですが、経営トップへの牽制機能として具体的には役員構成の中で親会社社員の非常勤監査役や常勤監査役の役割はどのような位置づけと考えておられますか。
・親会社とグループ会社の関係はさまざまと思われますが、グループ会社監査役から見て企業集団内部統制に関しての監督環境は良好でしょうか(何がしか遠慮が起きる等、非独立性の要因とかは無いでしょうか。・・・山口利昭弁護士2017年12月11日監査セミナー)。

8. 面談質問

- ☐ 種々、ステークホルダーとの協働に努めている
- ☒ 特にはステークホルダーへの働きかけについて監査役の行動はない
- ☐ その他

上述の回答をされた理由について、差し支えない範囲で説明をお願いします。

・「非上場グループ100%子会社という観点で本件該当せずというご回答と存じますが、親会社(上場会社)から選任された役員として、CGC原則4-5に求められている受託者責任という観点での各種ステークホルダーとの協働として、監査役も積極的な行動をすべきという意見をどのように考えられますか。

9. 面談質問

・設問4. において、「取締役会の前に事業執行会議(経営会議に相当)を開催し、審議し、承認を得たものを取締役会に上程している。」と回答されましたが、経営方針・戦略の審議の際に、監査役として意見を述べられる必要性は無かったでしょうか。(例)親会社からの出向役員とプロパー社員との間の経営向上へのスピード感のズレに対処すべき事項、市場調査を必要とする事業戦略等。
・「監査役による取締役会との協働」とは会社の執行に関する監督業務を共に行うというよりは、監査役監査を通じてその役割の一翼を担うという意見がありますが、どのように考え

10 面談質問

・監査役の職務として最も重要なこと、心構え等についてご意見を頂きたく。

5. 面談回答

・③項目(事実認識に重要かつ不注意な誤りが無いこと)を主に、発言・質問している。

6. 面談回答

・無かった。
・知っている。(年1回、執行役員を含め、取締役職務執行確認書を提出させている。新任者へは、内容を説明している。)

7. 面談回答

- ☒ 十分に監督機能を発揮している
- ☐ ある程度、経営トップの牽制機能は発揮できているが、改善すべき点がある
- ☐ 経営トップの牽制機能として監査役と取締役会の協働について改善が必要である

左記の質問に対して、差し支えない範囲で回答をお願いします。

・役割は決めている。
・本部の監査(4つの本部と20数ヶ所の事業所)は、常勤1名と非常勤1名の2名で行う。報告は、社長と当該本部長へ提出。
・プロパー役員が2名あり、親会社への遠慮はない。

8. 面談回答

- ☐ 種々、ステークホルダーとの協働に努めている
- ☒ 特にはステークホルダーへの働きかけについて監査役の行動はない
- ☐ その他

左記の質問に対して、差し支えない範囲で回答をお願いします。

・事業所長とは面談している(その下とは面談していないが、逆に下から監査役に要望が上がってくることもある)。
・内部通報は、年数件ある。

9. 面談回答

・上述5. の回答の通り。
・賛同する。

10 面談回答

・健全な持続的發展
・社会的信頼(安全・品質)